

令和3年1月14日

## ▼タイトル

市内小学校における損害賠償請求事件の第1審判決について

---

### 【高島市長コメント】

本日、1月14日（木）大津地方裁判所において、判決言い渡しがあり、原告らの請求をいずれも棄却するとの判決であったとの連絡を受けたところです。これまでの市側の主張が全面的に認められたものと受け止めておりますが、現時点では、判決文が届いておりませんので、詳細なコメントは差し控えさせていただきます。

---

## ▼問い合わせ先

- 所 属： 高島市役所 教育指導部 学校教育課
- 担 当： 教育指導部長 川島浩之
- 電話番号： 0740（25）8562